

令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備貸借事業

公募説明書

令和8年3月27日

群馬県教育委員会

目 次

第 1	事業概要.....	1
1.	事業名称.....	1
2.	公共施設等の管理者.....	1
3.	事業目的.....	1
4.	事業の内容.....	1
第 2	公募参加者に関する条件.....	4
1.	参加資格等.....	4
2.	参加資格の喪失.....	6
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1.	事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方.....	7
2.	選定の手順及びスケジュール.....	7
3.	事業者を選定しない場合.....	7
第 4	公募に関する事項.....	8
1.	公募手続き.....	8
2.	提案参加に関する留意事項.....	10
3.	提案上限価格.....	12
第 5	優先交渉者の決定.....	13
1.	優先交渉者の決定.....	13
2.	審査結果の通知.....	13
3.	審査結果等の公表.....	13
第 6	提案に関する条件.....	14
1.	事業者が行う業務.....	14
2.	業務の委託.....	14
3.	事業者への支払い.....	14
4.	空調設備の選定.....	14
5.	受変電設備及びガス供給設備の改造.....	14
6.	保険.....	15
7.	県と事業者の責任分担.....	15
第 7	契約に関する事項.....	16
1.	契約手続.....	16
2.	事業契約の概要.....	16
3.	契約金額.....	16
4.	契約の保証.....	16
5.	事業者の事業契約上の地位.....	16
6.	管轄裁判所の指定.....	16
第 8	その他.....	17

1.	法制上及び税制上の措置.....	17
2.	財政上及び金融上の支援.....	17
3.	事業の継続が困難となった場合における措置.....	17
4.	情報提供.....	17
5.	問い合わせ先.....	17

別紙「参考図書の配布について」

別紙「本事業の対象校一覧」（別ファイル）

この公募説明書は、群馬県教育委員会が、令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり公表するものです。

参加者は、公募説明書等の内容を踏まえ、公募に参加してください。

公募説明書等に記載がない事項については、公募説明書等に関する質問に対する回答によることとします。

【用語の定義】

用語	定義
本事業	令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業をいいます。 また、「令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業」は「令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（前橋・北毛地区）」、「令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（西毛地区）」、「令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業（伊勢崎・東毛地区）」の3業務の総称をいいます。
県	群馬県教育委員会をいいます。
空調設備	本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備、換気設備及びその他の一切の空調に関する設備をいいます。
対象校	本事業の対象となる県立高等学校をいいます。
対象室	本事業の対象となる特別教室及び実習室等をいいます。
整備対象設備	空調設備及び電気設備のうち、本事業において整備され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備をいいます。
選定事業者	県と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいいます。
公募説明書等	公募の際に県が公表する書類一式をいいます。具体的には、プロポーザル実施要領、公募説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他附属する文書をいいます。
公募参加者	以下に定義する構成員で構成されるグループをいいます。
構成員	公募参加者を構成する本事業における参加資格条件を満足する法人をいいます。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、県と契約企業との対応窓口となる1法人をいいます。
参加資格確認基準日	参加資格審査書類の受付締切日をいいます。
性能基準	事業契約に定める空調設備の性能をいいます。
実施方針等	要求水準書をいいます。
審査委員会	群馬県教育委員会入札参加資格審査委員会をいいます。

第1 事業概要

1. 事業名称

令和7年度 県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業

2. 公共施設等の管理者

群馬県教育委員会 教育長 平田 郁美

3. 事業目的

本事業は、対象室における空調設備の更新及び維持管理等を行うことにより、夏季及び冬季の室温を適温に保ち、生徒に望ましい学習環境を提供することを目的とし、さらに事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に整備することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運用でコスト削減を図ります。

4. 事業の内容

県は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備に関して、県内の高等学校44校の特別教室等138室（前橋・北毛地区：11校43室、西毛地区：13校33室、伊勢崎・東毛地区：20校62室）において、空調設備の整備を実施します（対象校及び対象室の数については、確定ではありません）。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行います。

なお、対象校及び対象室は、別紙「本事業の対象校一覧」を参照してください。

(1) 事業方式

本事業は、設計、施工、維持管理及び所有権移転業務を一括して行うリース方式により実施します。

(2) 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりです。

① 設計業務

- (ア) 設計のための事前調査業務
- (イ) 施工に係る設計業務（各対象校、対象室の設計図書（機械設備設置配置図・配管図、電気設備分電盤図・配線図等）の作成等）
- (ウ) その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

② 施工業務

- (ア) 施工のための事前調査業務

- (イ) 整備に伴う一切の工事（空調設備の設置、エネルギー関連の設備（受変電設備・ガス設備）の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元等を含みます。）
- (ウ) その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）

③ 工事監理業務

- (ア) 施工に係る工事監理業務
- (イ) その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、県が行う各種調査への協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）

④ 維持管理業務

- (ア) 維持管理のための事前調査業務
- (イ) 整備対象設備の性能の維持に必要な一切の業務（空調設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- (ウ) 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
- (エ) 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの整備、省エネ運用に関する助言等）
- (オ) 整備対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）
- (カ) その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）

⑤ 所有権移転業務

リース期間満了後の県への整備対象設備の所有権の移転業務

⑥ 移設等業務

リース期間中に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の移設等業務。空調設備の移設等業務に係る費用は、別途に締結する契約に基づき、県の負担とします。

⑦ 県が行う業務

以下の業務は、県が行います。

供用空調設備の運転に必要な電力供給事業者及びガス供給事業者との契約及びエネルギー料金の支払い手続きは県が行い、その費用は、県が負担します。ただし、空調整備に係わる受変電設備、幹線設備及びガス設備の改修費用は契約金額に含まれます。

(3) エネルギーの種別

空調設備の運転に必要なエネルギーの種別については、公募事業者において電

気、都市ガス又は液化石油ガスのいずれかから設定することとします。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し提案することとし、県と協議の上決定します。また、エネルギーは組み合わせで提案できることとします。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和8年6月を予定）から、令和21年3月31日（木）までとします。

(5) 事業スケジュール

空調設備の施工は、令和8年度で実施します。具体的なスケジュールは以下のとおりです。

契約締結日	令和8年6月（予定）
設計期間	契約締結後～各対象校における施工開始まで
施工期間	設計終了後～令和8年8月末予定（協議による）
維持管理期間	空調設備整備後～令和21年3月末 ※整備された空調設備等の維持管理業務の開始は、供用開始の日からとします。
事業終了	令和21年3月31日（木）

第2 公募参加者に関する条件

1. 参加資格等

公募参加者は、参加資格確認基準日において以下の（1）及び（2）で規定する条件を満たす者でなければ公募に参加できません。

なお、公告日以降に、本事業について審査委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うこととします。

(1) 参加者の条件

参加表明書及び資格審査書類の提出時に、次の要件を満たす2者以上の複数企業で公募参加者を構成し、公募参加者を構成していることを証する協定等を締結することとします。グループの構成企業は代表企業を定め、次のA又はBの要件を満たすこととします。

A. 代表企業が①～⑧の要件を満たす場合

公募参加者内のいずれかの構成企業が⑤～⑩の要件を満たす。

公募参加者すべての構成企業が⑤～⑧の要件を満たす。

B. 代表企業が⑤～⑩の要件を満たす企業の場合

公募参加者内のいずれかの構成企業が①～⑧の要件を満たす。

公募参加者すべての構成企業が⑤～⑧の要件を満たす。

ただし、代表企業が①～⑩の要件を満たす場合にはその他の構成員を不要とします。

また、公募参加者構成員の内、県内に本社を有する企業の数により優先交渉者選定の際に評価に加点します。

①群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2第3項の規定により作成された、令和6・7年度建設工事入札参加資格者名簿における管工事の総合数値が850点以上であること。

②建設業法に基づく管工事について、特定建設業の許可を受けた者であること。

③整備工事に着手するまでに、管工事に係る監理技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

ア) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証に有するものであること。

イ) 提案書提出前において雇用しているものであること。

④健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している建設事業者であること。（当該保険加入の義務がない者を除く。）

⑤群馬県建設工事等請負業者等指名停止要綱台2条第2項または、群馬県物品の購入等に係る有資格業者指名停止措置要領第2条第1項に規定する指名停止を受けていない者であること。

⑥地方自治法施行令167条の4第1項に規定する契約能力を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑦群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

なお、⑤及び⑦において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限及び指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。

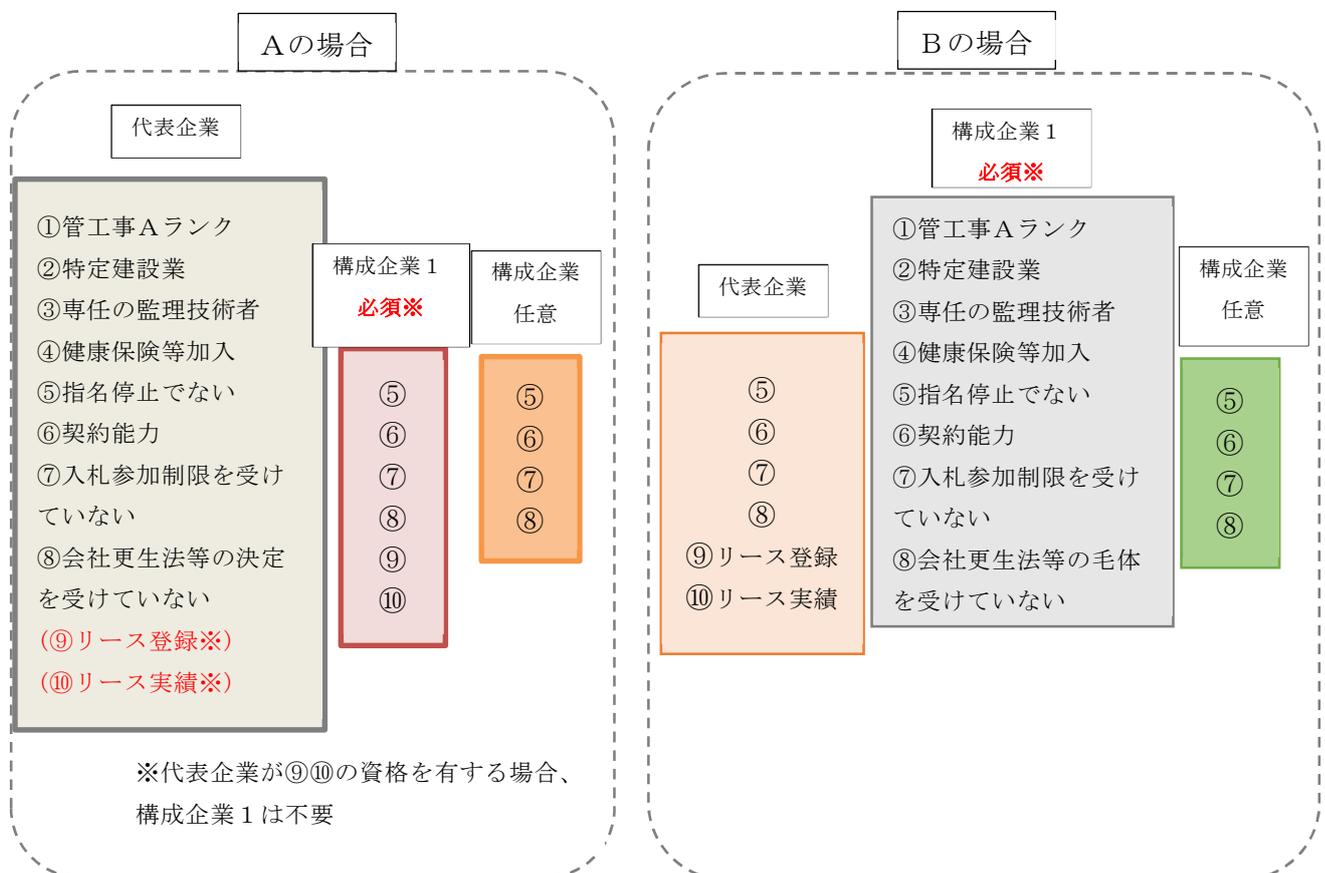
⑧会社再生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続

開始決定を受けた者にあつては、手続開始決定後に①、⑨の資格者名簿に登録されたものであること。

⑨提案書提出期限時点において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2第3項の規定により作成された、令和6・7年度物品・役務等に関する競争入札参加資格者名簿の大分類「リース・レンタル」に主たる営業品目が登録しており、格付けが「A」である者。

⑩過去10か年度（平成27年度～令和6年度まで）及び本募集要領公表日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約期間10年以上の空調設備賃貸借契約を締結し、賃貸借期間内もしくは賃貸借期間を終了した実績のある者。

（注）「国又は地方公共団体等」とは、国及び特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する法人）、都道府県及び市町村並びに地方公共団体に組織（地方自治法第284条第1項に規定する組合）並びにこれらに類する組織をいう。



(2) 構成員等の明示及び協定の締結

参加表明書及び資格審査書類の提出時に、代表企業、構成員について明らかにした協定書を提出してください。

(3) 複数応募の禁止

公募参加者は同一地区への応募参加はできません。

(4)参加者の変更及び追加

本事業への参加の意思を表明した公募参加者の構成員の変更は、県がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めません。

2. 参加資格の喪失

公募参加者が、参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該公募参加者の参加資格を取り消します。ただし、代表企業が参加資格要件を喪失した場合以外で以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とします。

構成員のうち、1 ないし複数の構成員が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった構成員（以下「残存構成員」といいます。）のみ又は参加資格を喪失した構成員（以下「喪失構成員」といいます。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員として加えた上で、公募参加者の再編成を県に申請し、事業契約締結日までに県が認めた場合。ただし、残存構成員のみで公募参加者の再編成を県に申請する場合は、当該残存構成員のみで公募参加者の参加資格要件を満たしていることが必要です。なお、当該申請では、喪失構成員が行う予定であった業務を代替する構成員の特定も行うこととします。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

県は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業に参加を希望する提案を広く公募します。

事業者の選定にあたっては、県が支払う本事業の実施に係るサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に判断して最適な事業者と契約する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定することとして、その旨を群馬県報に登載し公告します。

また、本事業は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものです。

2. 選定の手順及びスケジュール

事業者の選定にあたっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定しています。

	日 程	内 容
令和8年	3月27日	公募説明書等の公表
	3月27日～5月8日	参考図書の配布の受付
	3月27日～4月7日	公募説明書等に関する質問の受付
	4月10日	公募説明書等に関する質問への回答の公表
	4月13日	参加表明書、参加資格確認書類及び現地見学の申込の提出締切
	4月15日	参加資格確認結果の通知
	4月中下旬頃	現地見学の開催
	4月15日～4月24日	提案内容等に関する質問の受付
	4月28日	提案内容等に関する質問への回答の公表
	5月8日	提案書の受付締切
	5月13日～5月20日	プレゼンテーション審査
	5月22日	優先交渉者の通知
	6月下旬頃	契約の締結

3. 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に公募参加者がいない場合、又はいずれの公募参加者の提案によっても事業の目的の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉者を選定しない場合があります。

第4 公募に関する事項

1. 公募手続き

(1) 参考図書の配布の受付

県は、公募説明書等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者の内、希望者に配布します。配布手続の方法や日程等の詳細については、別紙「参考図書について」に従って手続等を行い、配布を受けてください。

県が配布する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意してください。

なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、県は保証するものではありません。

① 配布期間

令和8年3月27日（金）～令和8年5月8日（金）17:00まで

② 配布する参考図書

- ・ 公立学校施設台帳（概略配置図、平面図）
- ・ 既存空調機器リスト
- ・ 単線結線図
- ・ 電気工作物点検報告書

(2) 公募説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

公募説明書等に記載された内容に関する質問を次により受け付けます。

① 受付期間

令和8年3月27日（金）～令和8年4月7日（火）17:00必着

② 提出方法

公募説明書等に関する質問書（様式 1-1）をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）で申込先アドレス宛に提出してください。なお、メールタイトルは「公募説明書等に関する質問（企業名）」と明記してください。

意見書のファイル形式はMicrosoft Excel とします。

申込先アドレスは第8・5. に示す「問い合わせ先」を参照してください。

③ 回答方法

公募説明書等に関する質問に対する回答は令和8年4月10日（金）にホームページにおいて公表します。この際、質問の内容を考慮して、公募説明書等の内容を変更する場合があります。

また、必要に応じて随時回答を公表する場合があります。

(3) 現地見学の申込受付及び実施

以下の対象校について、現地見学の機会を設けます。なお、具体的な日程・場所等は、受付状況を考慮し決定します。後日通知する「現地見学会実施要領」を参照してください。

見学対象校（予定）

前橋・北毛地区：勢多農林高等学校

西毛地区：富岡実業高等学校

伊勢崎・東毛地区：伊勢崎興陽高等学校

(4) 参加表明書、参加資格確認書類及び現地見学申込書の受付

参加希望者は、様式集に示す「2 (1) 参加表明及び参加資格確認申請時の提出書類」を以下のとおり提出してください。

① 受付期間

令和8年4月13日（月）17：00まで

② 提出方法

持参、郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。また、締切日の前日17：00までに到着するように発送してください。）又は電子メール（ファイル添付）により提出してください。県が使用しているメールシステムは合計7MBを超えるデータ及びzip形式のファイルが添付されているメールは受信出来ないため注意してください。メールにて大容量のファイルを送りたい場合は事前に連絡をしてください。また、メールを送信した場合、確認のため担当者まで電話で連絡してください。

③ 提出先

第8・5.に示す「問い合わせ先」に提出してください。

(5) 資格確認結果の通知

参加資格審査の結果を令和8年4月15日（水）までに代表企業に対して通知します。なお、参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。県は、説明を求めた者に対し、説明要求を受けた日から7日以内に、書面により回答します。

(6) 提案書の受付

参加資格があると認められた公募参加者は、様式集に示す「3 提案時の提出書類」を以下のとおり提出してください。なお、提出日時に遅れた場合は、事業に参加できません。

① 締切日時

令和8年5月8日（金）17：00まで

② 提出場所

群馬県庁 24 階 教育委員会管理課

③ 提出を行う者

原則として、代表企業とします。ただし、「委任状（代理人）」（様式 4-5）を事前に提出している場合又は提出日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とします。

④ 提案書の提出方法

提案書は、持参、郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限ります。また、締切日の前日 17：00 までに到着するよう発送してください。）又は電子メール（ファイル添付）により提出してください。県が使用しているメールシステムは合計 7MB を超えるデータ及び zip 形式のファイルが添付されているメールは受信出来ないため注意してください。メールにて大容量のファイルを送りたい場合は事前に連絡をしてください。また、メールを送信した場合、確認のため担当者まで電話で連絡してください。なお、メール提出を行った場合は作成した提案書を様式集に記載の部数作成し、プレゼンテーション審査の前日までに持参又は郵送により提出してください。

⑤ 参加を辞退する場合

参加資格が確認された公募参加者が参加を辞退する場合は、提案書提出締切日の前日までに参加辞退届（様式 10-1）を第 8・5. に示す「問い合わせ先」に提出してください。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

提案書が提出された公募参加者に対し、令和 8 年 5 月 13 日（水）～令和 8 年 5 月 20 日（水）の間の群馬県教育委員会が指定した日に提案書の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。具体的な実施方法及び実施日程は、後日、代表企業に対して通知します。

2. 提案参加に関する留意事項

(1) 公募説明書等の承諾

公募参加者は、提案書の提出をもって、公募説明書等及び追加資料の記載内容（公募説明書等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなします。

(2) 費用負担

公募参加及び提案に伴う費用は、すべて公募参加者の負担とします。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

公募に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とします。

(4) 著作権

提案審査書類の著作権は、公募参加者に帰属します。ただし、県が群馬県情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他県が必要と認めるときには、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、契約に至らなかった公募参加者の提案については、県による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として公募参加者が負うこととします。

(6) 提出書の取扱い

提出された提出書については、変更、差し替え及び再提出は、県から指示する場合を除き認めないこととし、また返却しません。

(7) 県からの提示資料の取扱い

県が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用することはできません。

(8) 事業の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、事業の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合があります。

また、公募参加者及び構成員の談合の疑い、不正不穏行動等により事業を公正に執行できないと認められるときには、事業の執行を延期し、又は中止する場合があります。

(9) 提案無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案は、無効とします。なお、優先交渉者決定後において、当該公募参加者が無効の提案を行っていたことが判明した場合には、決定を取り消します。

- ① 事業に参加する者に必要な資格のない者が提案したもの
- ② 虚偽の参加資格確認申請を行った者が提案したもの
- ③ 提案書が所定の日時までには到着しないもの
- ④ 同一の事業に同一の公募参加者から2通以上の提案書が出されたもの
- ⑤ 提案書に必要な記名押印のないもの
- ⑥ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑦ 代理人が提出する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑧ その他事業に関する条件に違反したもの

(10) その他

公募説明書等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知します。

3. 提案上限価格

本事業の提案上限価格は、以下のとおりとします。

前橋・北毛地区 : 262,300,000 円 (税抜)

西毛地区 : 201,300,000 円 (税抜)

伊勢崎・東毛地区 : 378,200,000 円 (税抜)

上記価格については優先交渉者決定後の協議によって決定する以下の費用は含まれていないこととします。

- ・受変電設備全体、トランス及び受変電盤の更新、追加及び改造に関する費用
- ・ガス供給設備の新設、追加及び改造に関する費用

第5 優先交渉者の決定

1. 優先交渉者の決定

審査は、優先交渉者決定基準に従い実施します。具体的な審査の方法及び評価基準等は優先交渉者決定基準に示します。

優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

2. 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉者決定後速やかに、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施した全ての公募参加者の代表企業に対して通知します。

3. 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、ホームページにおいて公表します。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりです。公募参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書を作成することとします。なお、公募参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とします。

1. 事業者が行う業務

県と本業務の実施のための契約を締結した優先交渉者（以下、事業者という。）が行う業務は、第1・4・(2) のとおりとし、詳細は要求水準書に示します。

2. 業務の委託

事業者は、提案書に、基づいて、構成員に本事業の業務を請け負わせるものとします。なお、下請業者等への業務の委託又は請負については、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとします。

3. 事業者への支払い

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価及び維持管理業務に係る対価を支払います。支払方法、支払時期等については、事業契約書（案）を参照してください。

4. 空調設備の選定

本事業の提案を行うに当たって以下の条件で提案を行ってください。

- ・ 建物の標準の部屋の天井高を 3,000mm としてください。
- ・ 電力供給については受変電設備内に開閉器を新設し、空調設備の近くに新設する手元開閉器まで幹線を敷設し空調設備に電力供給することとします。近くにある複数の対象室で手元開閉器盤を共有することは可能とします。また、新設する手元開閉器盤から別の新設する手元開閉器盤に幹線を敷設することは可能とすることとします。
- ・ ガスヒートポンプ式空調機を選定する場合の構内ガス配管工事についてはガス引込み位置付近から分岐することとします。近くにある複数の対象室で敷設配管を共有することは可能とすることとします。

5. 受変電設備及びガス供給設備の改造

本事業の提案を行うに当たって電気設備の整備は受変電設備の全体及び変圧器等の入れ替えは生じないものとして提案を行ってください。ただし本事業で設置する空調設備等に用いるため受変電設備内に開閉器等を設置する作業（盤内に追加設置可能であると想定してください。）及び空調機までの幹線敷設については提案及び提案価格に含めてください。受変電設備等の改造については優先交渉者決定後に協議を行い、契約金額を決定します。受変電設備の改造については提案価格に計上しないこととします。

ガス設備を増設する場合は構内のガス配管工事について提案及び提案価格に見込むこ

とします。ガスヒートポンプ式空調機導入のために構外ガス配管工事の分担金等が発生する可能性がある場合には提案時に県に通知することとし、優先交渉者決定後協議することとします。構外ガス工事については提案価格に計上しないこととします。

また、液化石油ガスを容器により供給するための設備を新設、改造については優先交渉者決定後に協議を行い、契約金額を決定します。液化天然ガスの供給設備の新設及び改造については提案価格に計上しないこととします。

6. 保険

事業契約書（案）を参照してください。

7. 県と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを負うとの考え方にに基づき、県と事業者が適正にリスクを分担することを基本とします。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、事業者が負うものとします。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県がそのすべて又は一部を負うこととします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、公募参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。

第7 契約に関する事項

1. 契約手続

- (1) 県は優先交渉者と、事業実施の詳細条件を協議、調整し、令和8年6月を目途に契約を締結するよう努めます。
- (2) 優先交渉者の構成員が、優先交渉者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、事業契約を締結しないことがあります。

2. 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき設計、施工、工事監理、維持管理、移設及び所有権の移転等に関する業務内容、業務期間、リスク分担、金額及び支払方法等を定めます。

3. 契約金額

契約金額は、優先交渉者決定後の協議により決定した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とします。

4. 契約の保証

事業契約書（案）を参照してください。

5. 事業者の事業契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはなりません。

6. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第8 その他

1. 法制上及び税制上の措置

現時点で、県は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していません。
県は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとします。

2. 財政上及び金融上の支援

県は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していません。財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとします。

3. 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書に定めます。

4. 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、ホームページに掲載し提供します。

5. 問い合わせ先

公募説明書等に関する問い合わせ先は以下のとおりです。なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、ホームページに掲載し、公表します。

担当	教育委員会事務局 管理課
住所	〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁 24階
電話	027-226-4548
ホームページアドレス	https://www.pref.gunma.jp/soshiki/222/
電子メールアドレス	kkshisetu@pref.gunma.lg.jp

別紙 参考図書の配布

1. 参考図書の配布

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を次のとおり希望者に配布します。なお、県は参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、保証するものではありません。

配布する参考図書

- ・ 公立学校施設台帳(各地区ごと)
- ・ 既存空調機器リスト(各地区ごと)
- ・ 単線結線図(各地区ごと)
- ・ 電気工作物点検報告書(各地区ごと)

2. 申込方法

○申込期間

令和8年3月27日(金)～令和8年5月8日(金)17:00まで

○申込方法

参考図書の配布を希望する公募参加希望者は、県のホームページから、「参考図書配布申込書」(様式0-1)のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、以下の申込先に提出してください。なお、メールタイトルは「参考図書の配布申込(企業名)」としてください。

○申込先

第8・5.の問い合わせ先参照。

3. 配布について

○配布方法

申込書を送付いただいたメールアドレスに送付します。
メール受信後3営業日以内に送付します。